

# 令和5年度 生徒指導の重点について

男鹿市教育委員会 学校教育課

## 重 点 事 項

### 1 自尊感情を醸成する生徒指導の充実により、未然防止に努める。

- ・生徒指導の機能を生かした「分かる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業づくり」や、「安心して学び、過ごすことができる居場所づくり」に努める。
- ・目前の問題に対応する「課題解決的な指導」だけでなく、「成長を促す指導」や「予防的な指導」等の積極的な生徒指導の充実に努める。
- ・異学年交流や職場体験、地域の方々との交流など、意図的・計画的に児童生徒の交流の範囲を広げることで、規範意識や他者を思いやる心と態度の育成を図る。

### 2 校内での指導体制の確立による組織的対応により、早期発見、即時対応に努める。

- ・「どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識で、積極的な認知や報告、実態把握など、迅速な対応に務める。(初期対応を大切に)
- ・日頃からの児童生徒との人間的な触れ合いや共に歩む姿勢などを通して、児童生徒理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努める。
- ・日常的な観察やアンケート、計画的・継続的な教育相談を通して、児童生徒個々の悩みや実態の把握に努め、迅速に指導や支援を行う。必要に応じ、スクールカウンセラーなどの関係機関も積極的に活用する。
- ・「児童・生徒を語る会」や「生徒指導委員会」等を通し、日常的に児童生徒の様子について情報を共有し、チームで対策を検討し、チームで対応する。(機を逃さず、適切に)

### 3 家庭、関係機関等との連携を推進することにより、的確で迅速な対応を図る。

- ・日常的に家庭との信頼関係づくりを心がけ、連携しながら対応する。
- ・問題行動の背景に児童虐待や発達障害、家庭状況等もあり得ることを考慮し、スクールソーシャルワーカーや福祉事務所、児童相談所等関係機関と連携して適切な指導・援助に努める。
- ・スクールカウンセラーや市保健師などを活用して「SOSの出し方講座」等を実施するとともに、相談体制の充実を図る。

※関係機関については、別紙「生徒指導 関係機関等一覧」を参照。

本市の課題である不登校の解消といじめの未然防止については、次の点を意識し、継続的に取り組むようお願いします。

### 不登校への対応について

- (1) 登校しないことのみをもって不登校とせず、登校しぶりや保健室登校等その傾向をもつ児童生徒に関しては、計画的な教育相談や保護者との連携を通し、積極的に対応する。
- (2) 学校とのつながりを維持するため、また、学習機会を保障するために、オンライン授業の実施等ICTを積極的に活用する。
- (3) 定期的に家庭訪問を実施するなど、児童生徒理解と保護者との信頼関係づくりに努める。また、保護者が気軽に相談できる相談体制を整える。

### いじめなどの問題行動への対応について

- (1) 各校の「いじめ防止基本方針」について教職員間で共通理解を図るとともに、いじめの事例や具体的な指導上の留意点等について研修を行う。
- (2) 学級活動や道徳科等においていじめに関わる問題を扱ったり、児童生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなどして、児童生徒がいじめの問題を自分事として考え、議論する場を意図的・積極的に設定する。
- (3) 指導や謝罪でいじめが解決したと即断せず、継続的な観察と指導・援助に努める。
- (4) 具体的な例を示したり、自身の活用状況と照らし合わせて考えさせたりするなど、児童生徒がネットトラブルを身近な問題として捉え、主体的に利用方法について考えができるように指導する。
- (5) 家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用を呼び掛け、子どものネット利用に対する保護者の意識を高める。

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を根拠として、「男鹿市いじめ問題対策連絡協議会」、「男鹿市いじめ対策委員会」、「男鹿市いじめ調査委員会」を設置している。

#### 男鹿市いじめ問題対策連絡協議会

- ・情報交換や未然に防ぐための方策について協議する。(年2回)
- ・学校教育関係者、関係行政機関の職員、市職員、その他教育委員会が必要と認める者が委員となる。

#### 男鹿市いじめ対策委員会

- ・学校から重大事態発生の報告を受け、いじめが児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合に、事案に係る調査や再発防止等のための対策について審議する。
- ・教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者が委員となる。

#### 男鹿市いじめ調査委員会

- ・重大事態への対処等のために再調査が必要であると市長が認める場合に調査を行う。
- ・弁護士、医師、学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他市長が必要であると認める者が委員となる。